

議案第 5 3 号

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 3 年 8 月 2 9 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 2 2 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「をいう」の次に「。以下同じ」を、「サービス」の次に「及び多機能端末を利用して戸籍謄本等を交付するサービス」を加え、同条第 4 号中「を除く」の次に「。以下同じ」を、「サービス」の次に「及び多機能端末を利用して戸籍の附票を交付するサービス」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 窓口受付端末を利用して市県民税の課税額に係る証明書の交付の請求を受けるサービス及び多機能端末を利用して市県民税の課税額に係る証明書を交付するサービス

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(北本市手数料条例の一部改正)

2 北本市手数料条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。